

# 令和2年度国家公務員テレワーク取組状況等調査の結果概要

令和3年7月  
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室  
内閣官房内閣人事局

令和2年度において、新型コロナウイルス感染症対策のため、各府省はテレワークに係る機器整備等に取り組むことにより、テレワークの急速な普及を実現した。

1. 本省では、テレワーク実施可能職員数が52,211人（令和元年度）から**58,301人**に増加（**+12%**）するとともに、その一人当たりテレワーク実施回数は2.7日/年（令和元年度）から**49.6日/年**に増加（**18倍**）。
2. テレワークの実施回数が多い府省（本省）は、経済産業省、国土交通省、農林水産省、総務省、外務省であり、昨年度からの増加率が大きい府省は、警察庁、外務省、文部科学省、内閣府、復興庁となった。  
また、一人当たりテレワーク実施回数が多い府省（本省）は、経済産業省、総務省、個人情報保護委員会、環境省、内閣府となった。
3. 地方では、テレワーク可能職員数が152,557人（令和元年度）から**213,871人**に増加（**+40%**）するとともに、その一人当たりテレワーク実施回数は0.3日/年から**11.2日/年**に増加（**37倍**）。
4. テレワークの実施回数が多い府省（地方）は、国土交通省、法務省、財務省、経済産業省、外務省であり、昨年度からの増加率が大きい府省は、警察庁、国土交通省、環境省、内閣府、公正取引委員会となった。
5. テレワークの推進に効果のあった要因として、ITシステムの整備（テレワーク用端末数の増強等）、制度見直し（申請手続きの電子化、簡素化等）、普及啓発（取組事例の省内共有等）等があげられている。

# 1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(1)

～ 本省における実績 ～

テレワーク実施回数（人日）は大きく伸び、一人当たりテレワーク実施回数は2.7日/年から49.6日/年に増加（18倍）。

府省庁等名	令和元年度実績（本省）			令和2年度 目標	令和2年度実績（本省）		
	実施回数（人日）	職員数（人）	テレワーク実施可能職員数（人）		実施回数（人日）	職員数（人）	テレワーク実施可能職員数（人）
内閣官房	2,017	1,245	1,245	前年度比増を目指す。	48,439	1,951	1,273
内閣法制局	53	86	86	12人日	541	84	84
人事院	1,209	492	492	前年度実績（1447人日）を超える人日数	16,593	503	503
内閣府	5,056	2,223	1,814	「チーム型」の業務にテレワークが十分に活用される状況を目指す。	212,015	2,848	2,848
宮内庁	347	986	986	15人 15人×5日=75人日	7,008	1,008	1,008
公正取引委員会	1,177	705	705	テレワークをより一層実施すること。	30,900	663	663
警察庁	1,801	3,562	3,562	前年度より実施職員数を増加させる。	170,332	3,598	3,598

# 1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(2)

## ～ 本省における実績 ～

府省庁等名	令和元年度実績（本省）			令和2年度 目標	令和2年度実績（本省）		
	実施回数（人日）	職員数 （人）	テレワーク実 施可能職員 数（人）		実施回数（人日）	職員数 （人）	テレワーク実 施可能職員 数（人）
個人情報保護委員会	351	133	133	業務の性質上、テレワークの実施が不可能な業務を除き、テレワークが勤務形態の一つとして定着し、必要な者が必要な時に当該勤務を本格的に活用できるようにする。	12,421	157	157
金融庁	5,689	1,626	1,626	160	102,583	1,688	1,688
消費者庁	1,202	557	557	全職員の10%以上が実施	22,914	586	586
復興庁	498	299	299	35人	18,146	287	278
総務省	16,667	2,988	2,988	原則として管理職員は年2回以上、未就学児や介護を要する家族がいる職員は月1回以上のテレワークを実施する（実施年度を明記していない）。	227,470	2,838	2,838
法務省	2,360	1,344	1,318	業務の性質上、テレワークの実施が不可能な業務を除き、テレワークが勤務形態の一つとして定着し、必要な者が必要な時に当該勤務を本格的に活用できるようにする	68,511	1,628	1,628

# 1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(3)

～ 本省における実績 ～

府省庁等名	令和元年度実績（本省）			令和2年度 目標	令和2年度実績（本省）		
	実施回数（人日）	職員数 （人）	テレワーク実 施可能職員 数（人）		実施回数（人日）	職員数 （人）	テレワーク実 施可能職員 数（人）
外務省	4,210	2,768	2,768	目標未設定	221,343	3,415	3,415
財務省	4,616	4,136	3,926	-	99,165	4,115	3,984
文部科学省	3,252	2,495	2,495	政府の目標を踏まえて、その都 度数値目標を設定している。	161,110	2,685	2,685
厚生労働省	14,696	3,926	3,926	6,800人日	96,429	4,910	4,910
農林水産省	16,530	5,185	5,185	地方支分部局等を含めた農林 水産省全体でテレワーク利用者 数の増加を目標とする。	277,396	5,190	5,190
経済産業省	28,850	7,339	7,284	働き方の選択肢の一つとして、テ レワークの定着を更に進める。	596,122	7,377	7,377

# 1. 各府省庁におけるテレワーク実績について(4)

## ～ 本省における実績 ～

府省庁等名	令和元年度実績（本省）			令和2年度 目標	令和2年度実績（本省）		
	実施回数（人日）	職員数 （人）	テレワーク実 施可能職員 数（人）		実施回数（人日）	職員数 （人）	テレワーク実 施可能職員 数（人）
国土交通省	23,031	7,848	6,417	感染症拡大時等における業務継続性の確保等に資するため、政府全体におけるテレワーク推進のための取組が進められていることにも鑑み、テレワークの実施を推進	307,172	8,071	7,776
環境省	3,193	1,271	1271	「新しい生活様式」のもと、テレワークや時差出勤等による接触を低減する取組を推進する。本省においては、出勤回避率5割を目指す。（R2.5.29）	101,742	1,358	1,358
原子力規制委員会	1,715	1,073※	50人		50,801	1,163	1,163
防衛省	3,526	3,128	3128	本省で勤務する職員のうち10%以上の職員のテレワーク実施を目標とする。地方支分部局等においては、令和2年度より本格的にテレワークの活用を開始する。	39,696	3,291	3,291
合計	142,046	55,415	52,211		2,888,849	59,414	58,301
	一人当たりテレワーク実施回数 142,046人日÷52,211人 = 2.7日				一人当たりテレワーク実施回数 2,888,849人日÷58,301人 = 49.6日		

(参考：国家公務員のテレワークについて（令和3年6月4日公表）)

[http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/pdf/r030604\\_telework.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/pdf/r030604_telework.pdf)

# 1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(5)

## ～ 地方機関における実績 ～

本省に比べ低い水準にあるものの、テレワーク実施可能職員数も大幅に増加しており、ほぼ全ての府省庁等で、テレワーク実施回数（人日）は大きく増加。

府省庁等名	令和元年度実績（地方機関）			令和2年度実績（地方機関）		
	実施回数（人日）	職員数（人）	テレワーク実施可能職員数（人）	実施回数（人日）	職員数（人）	テレワーク実施可能職員数（人）
人事院	238	206	206	5,203	213	213
内閣府	51	1,321	909	11,593	1,210	1,210
宮内庁	39	174	174	556	184	184
公正取引委員会	39	255	255	6,201	232	232
警察庁	72	4,618	4,618	99,644	4,678	4,678
復興庁	89	297	297	7,471	285	198
総務省	6,423	2,330	2,330	162,220	2,427	2,427
法務省	6,547	52,795	24,127	475,918	56,290	56,290
外務省	9,568	3,520	3,520	216,978	4,101	4,101
財務省	4,202	77,002	58,468	245,196	76,881	69,822
文部科学省	579	307	307	27,559	304	304
厚生労働省	762	27,973	3,031	22,097	29,066	10,444
農林水産省	7,848	15,578	15,578	96,924	15,281	15,281
経済産業省	6,654	2,807	1,945	228,572	2,766	2,766
国土交通省	882	50,645	34,345	724,039	50,663	38,648
環境省	217	1,574	1,574	59,759	1,482	1,482
原子力規制委員会	0	207	-	4,016	78	78
防衛省	30	3,588	873	4,160	5,513	5,513
合計	44,240	245,197	152,557	2,398,106	251,654	213,871
	一人当たりテレワーク実施回数 44,240人日÷152,557人 = 0.3日			一人当たりテレワーク実施回数 2,398,106人日÷213,871人 = 11.2日		

※ 「地方機関」は、地方支分部局、施設等機関を指す。外務省の値には在外公館の職員の実績を含む。

(参考：国家公務員のテレワークについて（令和3年6月4日公表）)

[http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/pdf/r030604\\_telework.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/pdf/r030604_telework.pdf)

# 1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(6)

## ～ 自宅以外での実施 ～

テレワークの実施場所については、自宅を原則とする府省庁等が多いが、実家、地方支分部局、サテライトオフィス等も活用されている。

場所	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個人情報委員会	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	原子力規制委員会	防衛省
地方支分部局等	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○	—	—
民間共同利用型オフィス	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
実家（本人や配偶者の実家、親戚等の家も含む）	○	○	○	○	—	—	—	—	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他																					出張先ホテルの客室	出張先ホテルの客室	

注1： 実施実績がある場合「○」。本省における実績。

注2： 表中の「—」部分は、規程上対象とならない場所、規程上は可能だが実績が確認されなかった場合。

# 1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(7)

## ～ 時間・実施回数 ～

テレワークの実施時間については、ほとんどの府省庁等で時間単位で実施することが可能となっている。実施回数の制限を設けている場合もあるが、新型コロナウイルス感染症対策では柔軟に対応している。

時間	内閣官房	法制局	人事院	内閣府	宮内庁	公取委	警察庁	個人情報	金融庁	消費者庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	原子力規制委	防衛省	
時間単位の実施可否	△	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
実施回数の制限	—	—	—	—	有	—	—	—	—	—	—	—	—	有	有	—	—	—	有	—	有	有	有	有
制限の内容					原則、週1回以上									原則として、週3日まで注1	原則月15日以内(終日テレワーク)				原則:1月当たり4回以上の出勤が必要注2		最大2週間まで注3	週1回を注4	注5	注5

注1：新型コロナウイルス感染症対策としてのテレワークについては、週5日の実施も必要に応じて認めてきている。

注2：コロナ禍においては、回数制限を撤廃。

注3：所属長が認めた場合は、この限りではない

注4：新型コロナウイルス感染症対策として、業務に支障がない範囲に拡大し、制限はしていない。

注5：病気や怪我等の特段の事情により通勤が困難な場合は、この限りではない。

# 1. 各府省庁におけるテレワーク実績等について(8)

## ～ テレワークを実施した職員的主要業務内容 ～

窓口業務や現場立ち会い業務に関連する業務も一部テレワークで実施されているなど、多様な業務がテレワークで実施されてきている。

業務内容	
1.国会に係る業務	10. 窓口業務
2.予算・税制業務	11.現場立ち会い業務
3.法令制定業務	12.その他
4.調査・統計業務	・オンライン研修
5.1～4以外の 資料作成業務	・国際会議（Web参加）
6.1～4以外の 調整業務	・秘書業務
7.庶務業務	・書類審査業務
8.広報業務	・事故・災害対応業務
9.管理職業務	

## 2. 各府省庁におけるテレワークに係る取組の現状(制度面) (1)

実施対象者に一定の要件を設けている府省もあるが、新型コロナウイルス感染症対策では一部要件を緩和し対応している。

府省庁等名	テレワーク当日の実施可否	地方における実施規定の有無 (- : 地方部門なし)	テレワーク実施対象者の要件									テレワーク実施場所への制限	時間単位でのテレワーク実施可否	テレワーク実施頻度に関する制限の有無			
			特定の部署	勤務経験	雇用形態	目的	業務内容	勤務成績・態度、遂行能力	生産性向上	その他	その他の内容、要件の内容等						
内閣官房	否 規程上、原則1週間前までに申請する必要がある	-									○		○	健康面など特段の支障がないこと	有	△ (規定上不可だが例外的に可能)	無
内閣法制局	可 条件あり	-												要件なし	有	可	無
人事院	可 条件あり	○												要件なし	有	可	無
内閣府	可	○												要件なし	有	可	無
宮内庁	可 条件あり	○			○										有	△ (規定上不可だが例外的に可能)	原則、 週1回以上
公正取引委員会	可 条件あり	○						○	○			○	情報セキュリティ対策の研修の受講、指定官職が業務遂行状況を監督することができること、自宅での勤務環境の確保	有	可	無	
警察庁	可	○												要件なし	有	可	無
個人情報保護委員会	可	-												要件なし	有	△ (規定上不可だが例外的に可能)	無

## 2. 各府省庁におけるテレワークに係る取組の現状(制度面) (2)

府省庁等名	テレワーク当日の実施可否	地方における実施規定の有無 (- : 地方部門なし)	テレワーク実施対象者の要件									テレワーク実施場所への制限	時間単位でのテレワーク実施可否	テレワーク実施頻度に関する制限の有無
			特定の部署	勤務経験	雇用形態	目的	業務内容	勤務成績・態度、遂行能力	生産性向上	その他	その他の内容、要件の内容等			
金融庁	可 条件あり	-	要件なし									有	可	無
消費者庁	可 条件あり	-	要件なし									有	可	無
復興庁	可	○	要件なし									有	可	無
総務省	可 条件あり	○						○				有	可	無
法務省	可	○	要件なし									有	可	無
外務省	可 原則3日前	○			○							有	可	有 原則週3日まで 注1
財務省	可 条件あり	○					○	○				有	可	有 原則月15日以内(終日テレワーク)
文部科学省	可	○	要件なし									有	可	無
厚生労働省	可	○(一部)									○ 非常勤職員については、障害・疾病・怪我等により通勤負担等を軽減することが望ましい旨、所属長が承認した場合にテレワークを認める。 ※新型コロナウイルス感染症の流行に伴う出勤回避のためのテレワークの実施については、非常勤職員に承認している。	有	可	無

注1：新型コロナウイルス感染対策としてのテレワークについては、週5日の実施も必要に応じて認めてきている。

## 2. 各府省庁におけるテレワークに係る取組の現状(制度面) (3)

府省庁等名	テレワーク当日の実施可否	地方における実施規定の有無 (-: 地方部門なし)	テレワーク実施対象者の要件									テレワーク実施場所への制限	時間単位でのテレワーク実施可否	テレワーク実施頻度に関する制限の有無	
			特定の部署	勤務経験	雇用形態	目的	業務内容	勤務成績・態度 遂行能力	生産性 向上	その他	その他の内容、 要件の内容等				
農林水産省	可	○	要件なし									有	可	無	
経済産業省	可	○			○ 注2								有	可	有 原則：1月当たり 4回以上の出勤 が必要 注4
国土交通省	可	○(一部)			○								無 外局は制限あり	可	無
環境省	可 条件あり	○								○	インターネット環境が確保できる	有	可	有 最大2週間まで 注5	
原子力規制 委員会	可 条件あり	○		○	○			○			注3	有	可	有 週1回 注6	
防衛省	可	○	要件なし									有	可	有 全日テレワークを 行う日数は、原 則として月10日 を限度とする。 注7	
実施府省庁数	22	18									何らかの要件がある府省庁数 11	22	23	7	

注2：コロナ禍においては、非常勤職員も実施可能。

注3：コロナ禍においては、全職員の実施を認めている。

注4：コロナ禍においては、回数制限を撤廃。

注5：所属長が認めた場合は、この限りではない。

注6：新型コロナウイルス感染症対策として、業務に支障がない範囲に拡大し、制限はしていない。

注7：病気や怪我等の特段の事情により通勤が困難な場合は、この限りではない。

## 2. 各府省庁におけるテレワークに係る取組の現状(ITシステム面)(1) 12

Wi-Fi等通信機器の貸出や公費負担による電話を可能とする府省も増えてきている（昨年比+4）。

府省庁等名	①テレワーク端末(ハードウェア)の現状			②テレワーク機能の現状								
	席上端末持ち帰り可否	貸出端末有無 A:PC B:タブレット・スマホ	私用端末可否 A:PC B:タブレット・スマホ	省内メールの送受信の可否	共有サーバへのアクセスの可否	在席確認の可否	共有スケジューラの有無	チャットツール利用	Web会議	Wi-Fi等通信機器の貸出の有無	公費負担による電話	
											可否	(可の場合)電話の形態
内閣官房	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	
内閣法制局	○	×	×	○	○	○	○	×	○	○	×	
人事院	○	A	×	○	○	○	○	○	○	×	○	職員間通話のみ
内閣府	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	
宮内庁	×	A	×	○	○	×	○	×	○	×	○	私用携帯電話等へのアプリケーション導入
公正取引委員会	×	×	A,B	○	○	○	○	○	○	×	○	携帯電話の貸出*
警察庁	×	A,B	A	○(外部用の省内メールのみ)	○(外部用端末の共有フォルダのみ)	×	×	×	○	○	○	私用携帯電話へのアプリケーション導入*
個人情報保護委員会	○	A	×	○	○	○	○	○	○	○	×	
金融庁	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	携帯電話の貸出* 私用携帯電話等へのアプリケーション導入
消費者庁	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	携帯電話の貸出*
復興庁	○	B	×	○	○	○	○	○	○	○	×	
総務省	○	×	A	○	○	○	○	○	○	×	○	携帯電話の貸出* 私用携帯電話等へのアプリケーション導入*

※ 台数や利用回数、利用対象者等の条件あり

## 2. 各府省庁におけるテレワークに係る取組の現状(ITシステム面)(2)

府省庁等名	①テレワーク端末(ハードウェア)の現状			②テレワーク機能の現状								公費負担による電話	
	席上端末持ち帰り可否	貸出端末有無 A:PC B:タブレット・スマホ	私用端末可否 A:PC B:タブレット・スマホ	省内メールの送受信の可否	共有サーバへのアクセスの可否	在席確認の可否	共有スケジュールの有無	チャットツール利用	Web会議	Wi-Fi等通信機器の貸出の有無	可否	(可の場合)電話の形態	
													公費負担による電話
法務省	○	A	A,B	○	○	×	○	×	○	○	×		
外務省	×	A	A,B	○	○	○	○	○	○	×	○	私用携帯電話等へのアプリケーション導入※	
財務省	×	A,B	A,B	○	○	○	○	○	○	×	○	携帯電話の貸出※	
文部科学省	○	A	×	○	○	○	○	○	○	○	○	私用携帯電話等へのアプリケーション導入	
厚生労働省	○	A	A,B	○	○	○	○	○	○	○	○	携帯電話の貸出※	
農林水産省	○	A,B	A	○	○	○	○	○	○	×	○	私用携帯電話等へのアプリケーション導入	
経済産業省	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	私用携帯電話等へのアプリケーション導入	
国土交通省	○	A	A	○	○	×	○	○	○	○	○	私用携帯電話等へのアプリケーション導入※	
環境省	○	A,B	A,B	○	○	○	○	○	○	○	○	携帯電話の貸出※ 私用携帯電話等へのアプリケーション導入※	
原子力規制委員会	×	A	×	○	○	○	○	○	○	×	○	携帯電話の貸出※	
防衛省	×	A	×	○	○	○	○	○	○	○	○	携帯電話の貸出※	
実施府省数	16	15	10	23	23	19	22	19	23	11	17		

※ 台数や利用回数、利用対象者等の条件あり

注：黄色の項目は今年度調査で新たに可能となった項目、または配備された機能である。

# 3. 各府省庁におけるテレワークに係る評価 (テレワーク推進に効果のあった取組)

## ＜制度見直し＞

- テレワークの申請手続き電子化、簡素化。
- テレワーク実施要領の見直し。
- 申請要件の撤廃、実施場所の拡大
- 実施日数制限の撤廃
- 本省内部部局においては、書面の申請書を廃止し、メール・口頭等での申請を可能とする等、手続きの簡略化を行った
  
- サテライトオフィスの拡充

## ＜ITシステム面の整備＞

- リモートアクセス上限数の増強、テレワーク用端末の増強、席上端末の持ち帰り可能可
- LAN更改に伴い、1日のテレワーク実施可能人数の制限をなくした。

## ＜普及啓発＞

- 新型コロナウイルス感染症対策として積極的なテレワーク実施を呼びかけた。
- 管理職員等からのテレワーク勤務実施の周知
- 幹部会議等でテレワークの積極的な推進を依頼
- 課室単位での出勤回避率の目標設定
- 独自のテレワークデイズ等による目標設定
- 省内ポータルにテレワーク関連情報（幹部職員へのインタビューや、活用事例等）を掲載
- 省内公募で設置された「新しい仕事の仕方・働き方改革の検討に関するタスクフォース」による、テレワーク取組事例集の省内共有
- テレワーク時の課題を解決するノウハウをまとめた「テレワークコミュニケーションガイド」を作成し周知。
- 省内有志チームによる働き方改革「愛される働き方プロジェクト」の枠組の中で、テレワークで効率的に業務を遂行するための様々な工夫を試行。効果のあった取組を成果集として取りまとめ周知。
- 地方支分部局等に対し、テレワークの推進を依頼するとともに、システム整備を推進するための説明会を開催
- テレワークを有効的に活用している課室の取組例を照会するテレワークメルマガの配信
- 大臣が進んでテレワークを実施し普及啓発

## 4. 各府省庁におけるテレワークに係る課題

ルール・制度面	ITシステム面
<p>【勤怠管理、実施手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>勤怠管理に係る管理監督者の負担、庶務業務の電子化</li> <li>事前申請の必要性、実施報告の簡素化等手続き面の改善</li> <li>業務成果や勤務状況が関係者（管理職、同僚）にきちんと分かる報告の仕組み</li> </ul> <p>・【ルール・制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自宅の通信環境や電話料等の職員の費用負担</li> <li>通勤手当への影響</li> <li>フレックスタイム制の柔軟化（テレワーク実施時の当日の計画変更、コアタイム廃止、非常勤職員への適用等）</li> <li>「原則自宅」とされているテレワーク実施場所の柔軟化</li> <li>テレワーク中の外勤（関係機関等との打合せ等）における勤務時間の整理</li> </ul> <p>【実施環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料や他機関との文書、決裁の電子化が不十分で生産性低下</li> <li>テレワーク中の職員とのコミュニケーションや意思疎通の負担・難しさ（その都度、メールやチャット）、業務の進捗状況把握等のマネジメント</li> <li>業務の明確化・公平な業務分担・優先順位・スケジュール感等の明確化</li> <li>突発・重要業務に対応しにくい</li> <li>セキュリティ上、必要資料がテレワーク・在宅勤務で使うことが出来ない場合がある</li> <li>関係部署との調整が難しい、時間がかかる</li> <li>サテライトオフィスの増設</li> </ul>	<p>【通信環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>執務用PCでWeb会議が利用できない、利用可能ツールが限られる</li> <li>リモートアクセス数に上限（接続が不安定）</li> <li>テレワーク中に外線電話対応ができない</li> <li>自宅にWi-Fi環境がない</li> <li>ホテル、リモートオフィス等におけるセキュリティの確保（ホテル等のWi-Fiは利用不可のため）</li> <li>メールボックス容量や送受信サイズ制限の緩和</li> <li>地方支分部局のリモートアクセス環境、テレワーク端末数</li> </ul> <p>【機器・ツール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PCが重く持ち運びが困難</li> <li>ログイン可能時間（連続8、9時間）の延伸</li> <li>BYODでのテレワークを可能とする</li> <li>貸出用PC、タブレット端末の台数不足</li> <li>PC等のより一層の充実及び利便性の向上</li> </ul>
その他	
<ul style="list-style-type: none"> <li>テレワーク対応可能な業務の拡大</li> <li>ちょっとした雑談から生まれるアイデアや良好な人間関係構築、情報収集できる機会が得られない</li> <li>国会対応等の必要な体制を確保する必要がある</li> <li>職務における外部機器や通信手段の利用等（私用の携帯端末の利用等）についてセキュリティ上の厳格な対応を求められている</li> <li>出勤・対面を前提とする業務等の見直し等を総合的に進めていくことが必要</li> </ul>	